

第4回 武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会

会場：武蔵野商工会館 4階 市民会議室

日時：平成22年4月26日（月曜日） 19時～21時10分

（事務局）

お待たせしました。時間となりましたので、ただ今から第4回武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会を開会いたします。

本日は夜分、お忙しいところをご出席くださりましてありがとうございます。私、事務局を担当いたします東京都都市整備局外かく環状道路担当の村瀬と申します。宜しくお願いいたします。

まず、注意事項をご説明いたします。携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますよう、お願いいたします。会議中は進行中の妨げになりますので、私語や拍手などはご遠慮いただきますよう、お願いいたします。会議中の撮影につきましてもご遠慮ください。なお、取材につきましては、この後、資料確認が終わるまでという事にさせていただきます。また、本日の会は議事録を作成するために、録音をしております。発言の際は挙手をしていただき、司会者の指名の後にマイクを使ってご発言をしていただくよう、お願いいたします。本日の終了時刻は、午後9時とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。封筒の中に資料が入っております。順に、本日の次第と資料番号をふっているのが、資料4 - 1から資料4 - 8までとなっております。このうち、4 - 8につきましては、資料の事前送付後に構成員から提出があったものを本日お配りしております。あと、資料番号のふり方ですが、前回までの資料と区別するために話し合いの会の回数を頭につけて4 - 1、4 - 2というふうに番号を今回より付しております。あと、過去第3回にお配りしました資料5から資料9までにつきましても、今回また関連があるということでお配りしております。なお、その第3回の配布資料のうち、古谷構成員から提出いただいております資料8、資料9につきましても、今回、古谷構成員の方で修正していただいたものをお配りしておりますので、皆さんの方でお手数ですが、差し替えをお願いいたします。以上、資料でございますが、不足している場合は、お近くの担当にお知らせいただければと思います。宜しいでしょうか。それでは、カメラ撮影につきましては、ここで終了とさせていただきます。

続きまして、副司会者につきましてもご報告いたします。副司会者につきましては、構成員の有志の方からのご要望を踏まえまして、より円滑な会の進行を行うという観点で副司会者を設けるということで調整を行って参りまして、今回からNPO法人「市民まちづくり会議・むさしの」のご協力をいただくこととなりました。

本日、副司会者を担当していただくのは、村井さんでございます。
続きまして、資料4 - 1で構成員名簿がございますが、4月から構成員のうち国土交通省で人事異動がございましたので、新たに名簿を更新しております。国土交通省の和田課長が異動されまして、後任として、計画課の篠田課長が話し合いの会に参加されます。以上で、事務局からの説明を終わります。ここからの進行は、司会者の渡邊さんをお願いしたいと思います。

(司会)

皆さん、こんばんは。今日も宜しくお願いいいたします。それでは、構成員、副司会者の異動がございますので、先に副司会者の村井さんの方から、ご挨拶をお願いします。

(副司会)

村井と申します。宜しくお願いいいたします。前に本線の地域P Iの時にも、私NPO法人「市民まちづくり会議・むさしの」から3人、進行ということでお手伝いをさせていただきました。多少、そのときに外環のことについても勉強させていただきましたが、今回、そういうお話がありまして、私どもの会から私が代表ということで、副司会者をさせていただきます。宜しくお願いいいたします。吉祥寺北町5丁目に住んでおります。宜しくお願いいいたします。

(司会)

続きまして先ほど、事務局からのご報告もありましたけども、国土交通省外かく環状国道事務所の篠田課長が今回より参加されますので、ご挨拶があれば、一言宜しくをお願いします。

(篠田)

皆さん、こんばんは。国土交通省東京外かく環状国道事務所の計画課課長で4月1日に参りました篠田と申します。組織改正がありましたので、前任の和田は調査課だったのですが、私は計画課長となりますが、業務の内容としましては、全く同じものを引き継いでおります。どうぞ、宜しくお願いいいたします。前職としましては、国土交通本省の方で交通安全とかバリアフリー、それから通学路といった歩行空間の事を考えている部署にいまして、4月からこういった地元の方にてきまして、皆さんと話す機会に恵まれたということです。どうぞ、宜しくお願いいいたします。

(司会)

有難うございました。それでは引き続きまして、本日の話し合いの会の進め方に

つきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の次第をご覧いただきたいと思います。まず次第の2におきまして、前回の議事録及び議事要旨の確認を行います。次に次第の3におきまして、地上部街路の経緯などにかかる資料ということでご説明してまいります。4でございますが、地域の現状、課題の整理及び確認についてということで、説明をさせていただきます。以上でございます。

(司会)

有難うございます。それでは、お手元の次第に従いまして、進めてまいりたいと考えております。次第の2、議事録及び議事要旨の確認について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事録と議事要旨の確認をさせていただきます。まず、資料4-2をご覧下さい。こちらは前回の議事録でございます。事前に皆さんに送付して、事前に内容を見ていただいて、また、訂正等の指示に従って訂正したものでございます。次にまいります、資料の4-3と資料4-4-1をご覧ください。こちらが、第2回と第3回の議事要旨でございます。議事要旨につきまして、議事録とあわせて皆様に送付して内容をご確認していただきました。その時の訂正等のご指示にしたがって作成をしております。なお、議事要旨につきましては、資料4-4-2ということで、古谷構成員ほか数名の方から、議事要旨の取りまとめ方について、ご意見をいただいております。ご意見、内容といたしましては、この話し合いの議事の内容が簡単にわかるものを追加すべきというものでございました。議事要旨につきましては、前回の話し合いの会におけるご意見などを整理する事を目的といたしまして、事務局としてとりまとめてございます。また、第1回の話し合いの会におきまして、議事概要をとりまとめる場合は、作成者の主観が入ってしまって、発言内容が正確に反映されなくなるというご意見、ご議論がございまして、発言者の名を明記した議事録を作成して、あわせて公表するといったことになってございました。こうした議論を踏まえまして、議事要旨につきましては、事務局といたしましては、資料4-4-1のとおり今回、とりまとめを行っております。それでは、前回の話し合いの会の内容でございますが、資料4-4-1をご覧いただきますと、主なご意見といたしまして、開催の周知に関する事、議事要旨に関する事、地上部街路に関する事、あと地上部街路の経緯に関する事ということで、ご意見をいただいているところでございます。以上でございます。

(司会)

有難うございます。ただいま事務局から説明がございましたが、事務局が作成した資料4 - 4 - 1のようなまとめ方に対し、古谷委員が作成しました資料4 - 4 - 2のようなまとめ方をすべきというご意見がありました。ここで議事要旨のまとめ方について、皆さんからご意見を伺いたいと思いますが、その前に古谷委員の方から。何か訂正があるのですか？

(古谷)

たとえば、4 - 2ですが、その中で削除したところ、この間、削除と。私は合意の上、削除というふうな、ただ勝手に削除したのではない事を入れるようにと、意見を出したはずなんです。その、この間削除といった格好でよく的に削除された記録になっているので、そのところを。それから、私は資料として、この資料4 - 4 - 2を出したつもりはないのです。といいますのは、ここでご審議いただいて形を決めていただいた方がむしろ宜しいのかもしれませんが、むしろ概要っていうのがこれではわからないって形で、こんな事で書き直してお出しになった方が事務局としていいのではないですか？という形を確か部長さんをお願いの形で書いたつもりなんです。資料として提出したつもりはございません。それから、私の資料の中の一番最後の8の確認されたところ、事務局は、第2回の議事録を含め、議事録案、議事要旨案を事前に構成員に送付して、確認するというのが、この前決めたことであって、4 - 4 - 1の下から3行目の議事録を作成するので、議事要旨は、事務局の責任で作成すればよいのではないか、というのは、議事録の、この細かに書いてあるのを見ても、ないのです。というところ。

(司会)

それでは、今の意見を踏まえまして、今後の議事要旨のまとめ方について、各委員の皆さままでご意見があれば、お願いいたします。宜しいですか？それでは、今の古谷さんの意見について、あればお願いいたします。

この間の削除という、そういう意味と、これは全体で合意して削除しているということと、それから、資料4 - 4 - 2は決して資料としては、本来出してはいないですと、いうことですが、今回資料として出されておりますので、それはそれで宜しいでしょうか？

(古谷)

はい。

(司会)

それから、事前に確認ということで、事務局に要旨については、お任せするという意見がなかったということですか？記録的には、そういう意見の方も一人ございました。というように私は、議事録で記録しておりますけども。ただ、それが、意見として、全体の意見として、集約されているというわけではございませんが、個人の意見としましては、事務局に任せる部分があるのではないかと、というような発言があったと私は記憶しているのですが、皆さんどうでしょうか？

はい、小林委員。

(小林)

私が発言いたしました。で、確かに議事録にも載っております。

(司会)

それでは、ほかになれば、次に
はい、河田委員。

(河田)

議事録の何ページに出ていますか？

(事務局)

17ページの下から18ページにかけての部分だと思いますが、いかがですか？

(河田)

ちょっとその発言のところをもう一度読んでいただけませんかでしょうか？

(事務局)

読み上げてよろしいでしょうか？

(河田)

確認したいのですが。どこをもってこういう主張があったということを要約のところで、お書きになったのかというところを、解明したいと思うのですが。

(司会)

議事録のなかで、18ページのところで、後半でございますけども、前回か前々回だったか、作成するという事にしたからには、議事要旨くらいは事務局の責任でもってやるべきものなのかなと、思っていたのですが、そうではないという訳でいいのですね。というところで、確認の意味で発言をされているといったことでございます。

(河田)

で、その発言をもう少し先、後ろまで読んでいただけませんか？

(司会)

小林委員の発言はそこで終わっておりますけども。

(河田)

この発言の主旨はこの要約に書いてあるように、そういうことを主張した発言というふうに捉えられたのですか？この文章で。

(司会)

私個人の意見を言う訳ではございませんけども、当時、その小林さんの意見をうけて、司会の方からこのように発言をしております。小林委員から第2回の回の中でも議事要旨では、なかなか真意が伝わらないと言うのが各委員さんから出されていて、では、議事録も当然つけるべきだと、一体でやりなさいというような意見があったと思うと、それについて、今回、東京都さんの考え方では、いろんな今日いただいた意見のなかで、議事録も確認する、議事要旨も確認するといったことで宜しいですか？で今、小林委員は、それは大変だろうという話もあるのですが、それは先ほどの回答ですと、やりますといったことですので、それで宜しいか？といったふうに司会の方から東京都さんに確認をしております。

(河田)

私は、この18ページの上から4行目くらいのところはと思っていたのですが、そうではないという訳ですね、と念を押している発言なんですよ。そうではないという発言という訳ですと、訳ですねという、確認の意味での発言なんです。これは、その前の文章にある、要約のところにある、事務局だけで作っていいと、自分で考える主張をされたという内容ではないのです。と私は思うのですが。

(司会)

はい、小林委員。

(小林)

私の発言内容ですので、私が答えますけど、この議事録要旨に沿った言い方で、本当に事務局は大丈夫なのかと。そういった調整はできるわけがないだろうと意味合いで発言いたしました。

(河田)

意味合いの弁明をここでやっていただいても、意味がないので、前回の議事録でこのように書いてあるという内容を要約に書いてあるように、そういう主張があったというふうに、きちっと表現されるのはやはり、議事録をゆがめた要約であるというふうに私は理解するのですが、いかがですか？

(司会)

東京都さん、宜しくお願いいたします。

(土屋)

今回の議事録の内容につきましては、事前に皆さまに確認をしていただいております。基本的には、やはりご自分が発言したことについて、最終的に責任をもつという、そこが主体になるのだろうというふうに思われます。従って、原案と今回出させたものは、一応変わってないとは思いますが、その過程の中ではご本人のご確認もいただいている、ということでございます。

(河田)

発言というのはですね、

(司会)

手を挙げてよろしく申し上げます。河田さん。

(河田)

今、土屋さんはおっしゃったんですが、発言というのは、やはり、その時そのときちっと決まるものなんです。後になってあの時の発言はこうであった、ああであったというのは、この回の記録としてはいいのかもしれませんが、前回の記録では、ここの3行、4行で書いてあるとおりであるわけですね。これを後になって、こういうつもりであった、どうだったというのをおっしゃっても、これは通用しない話だと思う、そこが、やはり横車ですよ。やはりこの文章から何がこの人が主張したのかということを読むのが、議事録を読む人の心構えですよ。私はそう思いますけど。で、私はこの文章をみて、この人はそういう主張をしたんじゃないんです。そういう主張じゃなくて、これで大丈夫ですか？という、確認だけはしたのですが、これをやってくださいという主張でも何でもないのです。ところが、要旨をみると、そういう主張をしたという表現ですね。事務局の責任で作成すればよいのではないかと、ということは一言もおっしゃってないんです。ということです。文章に無いことを書いてもらいたくはないということです。

(司会)

どうですか？主旨は小林さんの意見もございますし、河田さんのご意見もございますし、ニュアンスの問題もありますし、書いている、書いてないという問題もございますけども、小林さんとしては、もう一度確認をしたいのですが、どういう主旨で。

(小林)

ここの議事録要旨にあるとおりの事として発言してますし、そういう主旨だということであるわけですし、それが、おかしいというのであれば、議事録そのものも、あとで修正だとか、そういう事ではなくて、発言したとおりのことを書いて、そこで止めるべきなんです。国会の議事録と同じように。本当にそういった議事録でいいのですか。と各委員にフィードバックさせているということは、主旨をきっちり、この主旨でいいのかどうかと、それから、その言い方が正しいのかどうかというのまで、確認していると理解するのが、あたりまえの話ではないですか？そうでなかったら、議事録であれば、テープに起こしたままで、修正すべきではないと思います。

(司会)

はい、古谷さん。

(古谷)

私の概要案資料4 - 4 - 2ですが、それはこの構成メンバーの一人としてここにいた私の全体が理解した結論だと思って、書いたものです。なるべく客観的に書き記しました。私も科学技術庁やかつての日本学術振興会だとかであちこちで議事録をとらされましたから。それで、こういう形なら内容はわかるだろうと、この今の概要でしたら、何がどうだったのかは結論だけは出てて何もわからない、という感じがいたしましたもので、きちっと内容がわかるのが概要だと思うのですが、そういうことで書きました。

(司会)

そうしますと、資料4 - 4 - 1、資料4 - 4 - 2の比較のなかで、議事録を資料4 - 4 - 1の方では、議事録を作成するので、議事要旨は事務局の責任で作成すればよいのではないかと、というふうに意見があったと。で、資料4 - 4 - 2の方では、議事録を作成するので議事要旨は事務局の責任で作成すればよいのではないかと、同じには見えるのですが、どこがどう違うのでしょうか。同じですね。資料4 - 4 - 1の文章と資料4 - 4 - 2、これは古谷さんの方から出されたものですが、7の主なご意見のところ、議事録を作成するので、議事要旨は事務局

の責任で作成すればよいのではないかと、ですよ？で、資料4 - 4 - 1の方でも、議事録を作成するので、議事要旨は事務局の責任で作成すればよいのではないかと、中身がないのですが。先ほど、河田さんがおっしゃったのは、そういう小林さんの意見というのは、確認をしたんだと、大変ですけど、やれるのですね、という確認をしたと、いうふうに議事録にはなっていると、いうことでこれについては、そういう主旨ということですけども、両方が同じ意見なのですが。はい、濱本さん。

(濱本)

こんなことでまだ時間を続けて行うのですか。私はですね、議事要旨、皆さんもらっているわけですよ。まわしてるわけですよ。それがこの場で出てくるといのはわかりますけども、河田委員の気持ちもわかりますけども、今回は小林委員がそれでいいという考え方で、本人がそう言っているので、このやり方がいいか、悪いかはまた別になりますけども、そういう主旨で今回は、認めたということでもいいんじゃないですか。あと、やり方については、気をつけていただきたいと思いますけど。

(司会)

濱本委員の方から、やり方については今後、気をつけるといった形と、今回はこれで了解をしているんだという形で、出席しているといった形で、考えているということですが、それで宜しいかと。はい、河田さん。

(河田)

私は、これについて、意見を出しているんですけど。これでいいと私は返事したわけではないのです。議事要旨、役所で作られた議事要旨はここが違いますよ、という意見は出しているのですが。それは、本日の議題として何も出ていませんので、どうなったのかなということをお伺いするのも、私はこの議論では必要だと思っております。先ほど、私が申し上げた同様な主旨のことは事務局の方にきちっと通告しています。この小林委員の発言というのは、確認しますよと、確認の発言であって、そういう主張は自らが否定されているわけですねと思ったのですが、そうではないですねといった確認をしているわけですから、そうであるという主張をしたとこととは、全然、内容意味するところが違う。ところが、こういう書き方をしているというのは、あまりにも議事要旨の作り方が正しくない、正確な表現ではないと思いますがという、私は質問しているんですけども。どのように扱われたのですか？

(司会)

回答をございますか？

(事務局)

いろいろご意見をいただいているのですが、基本的には発言されたご本人の方の修正意見がないということで、そのままとしたものでございます。

(司会)

いつまでも、この話をしますと、本来の話に進めないのですが、

(河田)

もしね、そうであるんだったら、早くこれを決めないと、皆さんの決をとっていただければいいと思いますけども、本人がそういったと言っても、本当の議事録はそうは書いてないのですよ。本当の議事録はそうは書いてなくて、私の気持ちはこうでしたというのを、遅れて表明された。たとえば、前回の発言内容がそうであったと言うのを今回説明されても、これは議事録を変えるわけにはいかないのですよ。と私は思いますけどね。どうですか？

(司会)

議事録の中でも、私が言っても宜しいですか？司会は言うてはいけないことになっているのですが。議事録のなかでも、読み方としては、前回か前々回だったか、作成するということにしたからには、議事要旨くらいは、事務局の責任でもってやるべきものなのかなと、思っていたと。そうでないという訳で、宜しいですねという、河田さんが言うのはその確認ですよ？ですから、小林さんとしては、先ほど、ご本人が発言したように、議事録要旨くらいは事務局の責任でもってやるべきなのかなと、いうふうに思っていたと。けども、今の話は、そうではないと、そういうわけでもないということでもいいですねという確認、河田さんの確認だったと思うのですが、どうでしょうか？

(河田)

それはそうなんですよ。この発言の流れというのは、自分が思ったのですがというのは、また自分でそうではないというわけですねというふうに否定しているわけですね。

(小林)

否定はしていない。

(河田)

否定ですよ、これは。そうではないわけですね、という否定していることを確認しているわけだから、あなたの主旨がそうであったか、あなたの心の中は僕は知りませんが、この文章はそう書いてあるんですよ。そういうふうに書いてある文章を、この文章の本音はこうですね、と言って、おもんばかって事務局がこれを作られたのかもしれませんが、その話は通用しないんじゃないですか、という、要約というのは、議事録がきちっとこう書いてあるにも関わらず、本音はこうであったかというのを、おもんばかって書くのは議事録の要約なんじゃないかな。僕は非常にそこは疑問に思います。

(司会)

はい、古谷さん。

(古谷)

私の議事録の同じような、・・・のではないかと書いたのは、よいと、まるではないんですね。のではないかという形の意見のこれ引用として、書いてあります。これをお届けした理由は、この概要自体の議事要旨ですか、その内容事態があまりに責任がとれないものだから、もう少し責任のとれるようなことを、お書きになったらという形で、ここで出たくはなかったのですが、そういうつもりでお願いした、ということでございます。ということは、この議事要旨の資料4 - 4 - 1は、私はとてもこれでは、議事要旨にはならないという判断なのです。

(司会)

あの、ちょっと整理させていただきますけども、議事要旨だけでは、なかなか主旨が伝わらないということのなかで、記名の入った議事録を一体で使おうと、こういうふうに、各委員さんのなかで統一したというふうに思っているのですが、ですから、その辺は、また議事要旨と議事録と一体で見ただけであれば宜しいのではと思いますけども、ただ、表に出る部分で、若干、その河田さんのおっしゃる主旨もわかりますので、今後、気をつけてやるということで、ご了解いただけますか？

(河田)

4 - 3ですか、4 - 4になるのですか、事務局の作ったこの条文を削除するなり、訂正するなりでしたら、私はそれでいいと思います。一体にするというのは、確かにそのとおりに、前々回確認してます。だからこれは一体でないから、私は問題にしているんです。この書き方とこの本議事録の発言の主旨とは違うことが書いてあるから問題にしているわけで、一体にすること自体には、特に異論することはないのです。それだったら、今の司会者がおっしゃるのでしたら、議事要旨の

書き方が、これは、的をえていない要約のしかたですねと申し上げているのです。以上です。

(司会)

他に、この議事要旨のまとめ方について、ご意見はございますか？はい、濱本委員。

(濱本)

何度もお聞きしましたけども、この議事録の書いてあることが、どうしても河田委員が納得できないというのであるならば、これは小林委員は納得されているんですよね。それは決をとれば一番良いのですが、そういうこともしたくないので、一応、この文章についてですね、納得するような書き方に直していただいて、それで改めて、今日、決議として文章を別に作ったらどうですか？もし賛同であるならば。小林委員は。

(小林)

そこまでおっしゃられるなら、議事録というのは、国会答弁と同じように基本的に一字一句修正しないと、出てきたものがそのままだと、削除しなきゃならない部分というのは、時間帯によって出てくるかもしれませんが、そうやらないと、本当は意味がないですよ、そこまでやりますか。全ての発言は、修正はしないと、ただど少し、言葉があまりにも幼稚な言い方をした場合には、修正したいと思うのは、心情でしょう。基本的にもう一つは、やはり、発言者の言った主旨というのが一番尊重されるべきもので、それに基づいて、こういった議事録なり、議事録要旨があるべきものだ、私はそう思います。

(司会)

はい、わかりました。はい、東京都さん、どうぞ。

(土屋)

私も前回ですね、皆さんが事前に見た上で公表ということで、ご意見を伺いました。その際にも、多分皆さん、個々に受け取り方が多少なりとも違って来る、基本的には皆さんから寄せられた意見を事務局では、そのまま載せざるをえないと、で、それを調整していたら、かなり時間的なものもでございますので。そういう意味で、前回申し上げました。従って今回の件につきましては、基本的に発言をされた方の意見が尊重されるべきだと私も思っております。

(司会)

はい、この件については、ずっとやっているわけにはいきませんので、整理させていただきますけど。はい、西村さん。

(西村)

今日のその議事要旨についてのポイントは、事務局がお作りくださったようなこの主なご意見と、確認された事項、次回に持ち越した事項として、非常に簡単に箇条書きでまとめたものでだけでいいのか。それとも、古谷さんがおっしゃるように、議事進行について、1ページ程度でもいいけども、この経過を書いてあるものを付け加えるか、というところが、本当はポイントだったと思うんですけど。そのへんで、申し訳ないことですが、事務局に一層の努力をお願いするかどうかということだと思っております。それ以外につきましては、出されたものにこちらが意見を出したものについて、取り上げられるものは取り上げるし、そうでないものは並列して出すより仕方がないと、前回もおっしゃられましたよね。やむを得ないことはやむを得ないことだと思っておりますけども、古谷さんがこれを出された主旨、あの資料として出されたのではなくて、こういったことを参考にして、もう少し詳しいものをいただけないかということについてだけ、おわかりいただけたらと、思います。以上です。

(司会)

はい、前回の大島委員からもこの話が、今日は欠席ですけども。これを議事要旨を各委員さんに事前にみていただくと、そうしますと、各委員さんがいるんな意見が出てくるんだろうと、で、それがまとめられますか、という話があった中で、そのままの意見が各委員さんから出れば、議事要旨に書いていくという形で決着をしているというふうに思っているんですけども。基本的には、その議事要旨で議論したのは、濱本委員からありましたように、確認事項の問題の記載だとか、ペンディングになっているものが、いつどういうふうな内容でどう動くのかとかというのがのっかってないというのが、主旨でここまでこうきてしまっているのですが、もう少し今後は東京都さんにも気をつけていただくという形で、今日はこの議論については先に、ここで終わらせていただいて、先に行きたいと思うのですが、委員の皆さんどうでしょうか？西村さんの意見についてはおわかりいただけましたか？今、決める訳ではないでしょ。

(西村)

東京都の方でそのことを、一層の改善というかレベルアップをしていただければと思います。

(司会)

はい、わかりました。それでは、次の議題にうつりたいと思いますので。はい、黒木委員。

(黒木)

今の参考ということで終わらせてしまっても、一点だけいいですか？努力義務で終わるのではなく、やはり、これ二つ並べられますと、どうしても古谷さんの方がよくわかるんですよ、内容が。だからこのレベルまでもってきて欲しいという、皆の意見だと思うのですが、それについて東京都はできるのかできないのか、そういう返事をいただきたいということで駄目なのでしょうか？

(司会)

前回もそのレベルの問題もあったわけですが、議事要旨がどこまでかという、問題もございますので、東京都さん、どうでしょうか、この今の西村さん、黒木さんの発言なんです、回答はできますか？近づけていくような形になるのですか？

(事務局)

皆さんのご意見を伺いましたので、そこについては、なるべく表現はご意見をいただかないようにとりまとめていきたいと思っております。

(司会)

項目を含めて？追加してくれるかということなんですけども。

(事務局)

議事概要の部分、やり取りの部分、わかるように追加するというので、承りましたので、そういう形でまとめられるように作成をしたいと思っております。

(司会)

はい、糸井委員。

(糸井)

この二つの違いはね、前回までに積み残したことは何ですか？ということは、まず一つありましたね。それから、今回議論したのは、何でどういう問題がありますねというのは一つです。それから最後に今後やるべき問題は何かというように形できちっと枠組みを決めて、やってありますね。こっちがなぜよくわからないかといえば、ポーンポーンポーンと問題の結論みたいな言葉だけが、出てくるからよく流れがわかりませんね、という、経過がわかりませんね、という

ことですから、そういうような形でまとめてみますとか、努力してみますと言え
ばそれで終わりじゃない。

(司会)

宜しいですか?では、糸井さん、そういう形でということですので、この議論に
ついては、ここで終わらせていただきます。それでは、議題に進みたいと思いま
すが、

(古谷)

議事要旨はこれでいいんですか?

(司会)

今回のも遡って直せますか?

(事務局)

今回の、今日お配りした資料4 - 4 - 1、

(古谷)

私はこれじゃ、不満だから

(事務局)

今日の分、前回の分、あわせて作成して、また確認をいただきたいと思います。
公表の点については、議事録の方は、今回の確認をいただければ、そちらの方は
公表できるんですけども、議事要旨については、確認がいただけるまでは公表は
できないということでございます。

(司会)

はい、小林委員。

(小林)

わかりやすくするというのは、全く異存がありませんし、賛成です。ただ、それ
ぞれの各委員の方々の考え方に多少なりとも違いがあると思いますので、前回の
議事録の18ページにありますが、土屋さんの発言で、議事要旨は「小林構成員
がいわれるように、個々、皆さん、若干異なってくるということになりますから、
事務局としてはそれをある意味では、そのままホッチキスすると、トータルでま
とめていかざるを得ないかと思えます」ということでしたから、議事要旨につい
てもどうしても各委員の発言したことのホッチキスになるところはどうしても出

てくるということだけ、確認してください。各人が出された意見で、他の委員の発言要旨が、勝手に修正された議事要旨にはならないという、その部分だけ確認していただきたいと思います。

(司会)

はい、今、小林委員のおっしゃったご意見ですけども、基本的にはそうだと思いますので、それについては、確認をいただきたいのですが、宜しいですか？はい、わかりました。それでは、その確認をさせていただきます。他に議事要旨のまとめ方については、ご意見がなければ次の議題に進みたいと思いますので、その前に事務局から何かございますか？

(事務局)

前回からの持ち越し事項の一つでございますが、開催の周知について1点だけ、簡単にご説明させていただきます。開催の周知につきましては、まず、武蔵野市のご協力をいただきまして、今回、市報の方に掲載をさせていただきました。また、あわせて、三つのコミュニティセンターのご協力をいただきまして、開催案内チラシというものをお届けをさせていただきました。周知の方をしていただいたところでございます。どうも、有難うございました。以上です。

(司会)

はい、有難うございます。それでは、続いて、次第の3、地上部街路の経緯などに係る資料についてですが、東京都から説明をお願いいたします。

(香月)

それではお配りしてあります資料4 - 5 外環の2に関する都市計画審議会につきましては、ご説明をします。失礼ながら、着席させて説明いたします。この資料は、外環の2は、昭和41年にどこで審議されて決定されたかという、濱本構成員からのご質問についてとりまとめたものでございます。なお、都市計画審議会におけます議事録の全文につきましてはですね、公文書の開示請求の対象となっておりますので、今回、公平性の観点から資料に議事録そのものを記載することができませんが、外環の2の部分につきましては、議事内容が把握できるような資料の作成にしております。資料4 - 5の1ページ目をご覧ください。昭和41年に開催された都市計画審議会に関する経緯でございます。外環の2に関する議案はここに示したように、3回の都市計画審議会及び3回の特別委員会を経て、最終的には、昭和41年6月6日に開催の第149回東京都市計画地方審議会において、原案どおりに答申することに決定されました。このページの下段の方をご覧ください。今、申し上げました都市計画審議会におきまして、ここに示した議第2042号か

ら議第2048号までの議案が一括して付議され、審議されたところでございます。各議題におけます議案の内容といたしましては、議第2042号は、都市高速3号線及び4号線をそれぞれ延伸し、東名高速または中央道に接続する議案でございます。2043号は、都市高速3号線及び4号線の延伸に伴い、付属街路を追加する議案でございます。2044号につきましては、後に詳細に説明いたしますが、東京都市計画街路の変更、追加、廃止などをする議案でございます。議第2045号は都市高速道路外郭環状線を決定する議案でございます。議第2046号は、東八道路以南の外郭環状線付属街路を決定する議案でございます。議第2047号につきましては、調布都市計画街路につきまして、外郭環状線及び区部街路網の再検討と整合を図るための議案でございます。最後に議第2048号は三鷹都市計画道路につきまして、外郭環状線及び区部街路網の再検討と整合を図るための議案でございます。このうち、外環の2につきましては、議第2044号におきまして、追加する路線の一つとして提案されております。めくっていただきまして、2ページをご覧ください。外環の2に関します審議の議事の概要について記載しております。まず、一番目に第146回東京都市計画地方審議会におきまして、議第2042号から議第2048号までの7つの議案が一括上程され、各議案について説明がされました。これらの7つのうち、議第2044号については、幹線街路放射第1号線ほか84路線を変更し、放射第36号線ほか91路線を追加するものであり、環状6号線及び荒川放水路の外側に存する特別区の地域及び三鷹市と武蔵野市の一部について、能率的でかつ経済的な街路網を検討し、もって首都の機能の維持及び増進に資するものである、と説明されております。なお、外環の2につきましては、この議第2044号で追加される91路線のなかの一つでありまして、外郭環状線に関連のある平面道路として40mの街路を追加した、と審議会で説明しております。議案説明後、委員から意見の開陳がなされまして、7つの議案は保留するという事で決定されました。続きまして、第147回東京都市計画地方審議会では、前回保留となりました、7つの議案に関しまして、地元の住民など16団体の各代表者から意見を聴取いたしました。意見の聴取後に一括上程された議案のうち、賛成の地域につきましては、仮決定したらどうかといった意見と、次回十分に討議することとして、保留することを求める意見がございまして、採決の結果、保留することと決定いたしました。

第148回東京都市計画地方審議会におきましては、幹事の説明にたいする質疑の後、特別委員会をつくり、保留となっている7つの議案を特別委員会に付託することを決定いたしました。第1回の特別委員会では、付託された7つの議案全体を一括付議して、質疑が行われました。次回各議案ごとに各行政区域ごとに質疑を行うこととして、閉会されました。第2回の特別委員会、3ページの方に移っておりますが、第2回の特別委員会では、議案ごとに各行政区域ごとにわけて、

質疑を行い、質疑を終了しております。第3回の特別委員会でございますが、特別委員長がとりまとめました答申案について、質疑を行った後、当日決定するか、保留するかについて、採決を行い、当日決定することとなりました。7つの議案を全部一括上程し、各行政区域ごとに採決し、各行政区域とも賛成多数により、原案どおりとすることで決定されました。なお、147回、148回、148回審議会及び3回開催された特別委員会では、外環の2の個別路線にたいする質疑の記録は見当たりませんでした。最後に149回東京都市計画地方審議会におきましては、特別委員会での報告がなされ、質疑を行った後に、当日決定するか、継続審査とするかについて採決を行い、当日決定することとなりました。7つの議案を一括して、各行政区域ごとに採決を行った結果、各行政区域とも賛成多数により、外環、都市高速道路3号線、地域的な補助街路についてのこの3つにつきましては、付帯意見を付して、全議案について、原案どおり答申することで決定いたしました。以上で、資料4 - 5の外環の2に関する都市計画審議会についての資料説明を終了いたします。

(司会)

有難うございました。もう一件、資料4 - 8で濱本委員の方から資料の提出がございますので、これも順次ご説明をお願いいたします。

(濱本)

はい、濱本です。それでは、ちょっと資料の説明をします。4 - 8のちょっと黒い用紙ですけども、今日、特別に作っていただいたので、この1枚目書いてあるのが、昭和41年の都市計画決定したときの図面です。それと、平成13年の4月のたたき台で出された図面です。そして、最後に書いてあるのが、41年の決定、平成20年の3月の今現在皆様にお渡ししているパンフレットに書かれている内容です。これをなぜ出したかということ、後ほど説明いたしますけども、こういうふうによく見ていただければ、同じ41年の外環の2の決定した内容、変わって、東京都が説明しているわけですね。で、それ以降、私は疑問があります。それと、次のページからは、私が第14回PIで、これは平成15年の2月20日ですが、提案し発言した内容で、昭和41年都市計画決定の経緯について、ということで、東京都都市計画審議会議事録を縦覧しての報告と私の意見ということで書きました。これには今、先ほど説明がありました内容をもう少し細かく書いてありますし、今、東京都から説明のあったその第146回の都計審のこの内容については、そのとおりだと思います。それで、一つだけお願いしていただきたい、これは、2ページ目の丸の二つ目から外環の2についてということで、上記の議案第2044号と、ここから書いてありますけども、その内容についての間違いないと私も確認しておりますが、皆さん方もまだこれだけでは信用できな

いと思っておりますので、できましたら、東京都さんとして、その146回の都計審の経緯を46ページくらいから書いてあると思います、このことについて。46ページから50ページくらいの議事録を開示縦覧していただくことを申請いたします。この委員会をお願いするって形じゃないと、個人でだとなかなか出せないと思いますので。おそらく石原知事の許可がいるんだと思いますから、それを出していただきたい。これを要望します。もし、私の意見だけで駄目だったら、皆さんの意見を聴いて、出していただきたいと思います。それからその後の次のページの項目の字がちょっと細かいのですが、これは、もとは東京都の職員でした方の論文です。これは、下の方に書いてありますように、1999年の日本都市計画学会の論文でありまして、これ外環のことについて細かく書いてあります。その中には、今日の外環の2についての事は詳しくは書いてありませんけども、この内容から見れば、皆さん方から外環本線のことを含めて、全体の内容がわかってくるかと思えますし、私が書いた内容と合わせて読んでいただき、また、参考にしていただければ結構です。ただ、基本的には外環の2のことについては、出てません、ただ、2044号の議案について幹線街路について、ということで、そこに記録がのっていますけども、それが外環の2がどうか明確になってませんので、私もそういった取り上げ方を平成15年では、しておりません。ですから、これは参考にしていただいて結構ですけども、そこからまた、皆さん方からのヒントが出てくると思えますので、参考にしてくだされば結構です。説明としては、それで。

(司会)

はい、有難うございました。今の2件について、質疑応答をしたいと思えます。その前に、今、146回についての要望ということなんですけども、これについては、どうでしょうか？

(土屋)

議事録について、資料にして欲しいという事だと思われそうですが、先ほど、ちょっと冒頭でご説明いたしましたとおり、議事録については情報開示の対象の書類ということになります。一方では、情報開示を受ける場合には、申請をしていただいて、その申請に基づいて、開示をするという手続きがございます。そういうことから、この会にですね、その資料そのものの写しを提出するという事は、それはできないということで、ご了解いただきたいと思っております。ただ、今回、文字としてあらわしたのもですね、議事録の内容どおりではございませんけども、その概要がわかるような形で一応整理をさせていただいたということがございます。

(司会)

はい、濱本委員。

(濱本)

今、土屋委員のお話のもっともだと思えますけども、皆さん方がもし要求される。また、私は要求したいと思えます。もし要求が個人的にできるのであれば、もう一度開示をお願いしたいと思えますし、そういう手続きをお願いしたいと思えます。その辺はいかがでしょう？

(司会)

はい、東京都さん、お願いします。

(土屋)

開示の手続きは個人でしていただく場合にはですね、若干時間は要しますけども、申請書をお出しいただければですね、それは開示の対象となります。ただしですね、写しをとる関係でですね、若干その費用がかかってしまうということがございます。

(西村)

質問です。

(司会)

ちょっとお待ちください。濱本さんの今の関連ですか？はい、西村さん、お願いします。

(西村)

今、東京都さんの方から議事録は、開示できないから個人として開示するしかないというお話だったのですが、例えばこの、武蔵野市の外環に関する、外環の地上部街路に関する話し合いの会ということで、それを要望してもなんですか？この第14回のPI会議、多分、私も傍聴していたと思うのですが、これが私たちにとって、今日いただいた後ろの方の資料も読みこなさないことには、どれほど、参考になるのかわからないですけど、非常に参考になる資料だとしたら、この会として申請していただくことは、できないはずはないという気がするのですが、それはしていただけでないものなのでしょうか？

(土屋)

ちょっと、会として対象になるのかどうかというあたりは、ここでは明確にお答

えはできませんので、その部分については、再度、確認をさせていただきます。
ということで、この時点ではちょっとお答えはできませんといったこと
でございます。

(司会)

ちょっと、はい。

(濱本)

例えばね、個人としてでなく、武蔵野市としてはどうなのか？開示を。でき
ませんか？武蔵野市または市議会で。特別委員会として。その辺も含めて。

(土屋)

特別委員会というのは。市が開示の請求をするということ、それから、この会
として、やるということですが、これについてはですね、いずれにせよ、
持ち帰って担当部署の確認をとる必要があるかと思っております。

(司会)

そういうことで宜しいですか？はい、宜しいですね？西村さん。はい、それでは、
はい、小林委員。

(小林)

濱本委員のこの資料、しっかりと読み込めばいいんでしょうけど、まだ読み込ん
でいないので、教えていただきたいのですが、こういった都市計画経緯の決定に
ついて、これを濱本委員が出された主旨というのを簡単でもいいですから、濱本委
員の考えられていることを、お話いただけるとそれを前提にして少し読み込んで
みたいと思います。

(司会)

そういう委員の希望もございますので、濱本委員、簡単に宜しくお願いします。

(濱本)

私も後ほどいろいろ質問させていただきたいのですが、時間の関係もあり、少々
ですが、小林委員の意見について、申し上げます。この当時、平成15年のとき
の私の気持ちとしてはですね、外環のPI会議で外環の必要性の議論の形でいろ
いろ話し合いを致しましたですね。そのときに私自身は外環は要らないという考
えですので、どうして、どのような形で外環の本線というか、何回も念を押し
ましたけど、高速道路の外郭環状線が、どの様にして決まったのか、これが非常に

私は疑問があったのです。で、それを解かない限りは、外環の問題について必要性の議論ができないというのが私の立場で、よく読んでいただければわかるように、これは旧都市計画法でやった戦時立法という、旧都市計画法なんですよ。これが最後の旧法でやられた計画の決定なんです。で、そういうことを簡単にみだすと、今わかった事ですが、外環の2なんて誰も知らなかったと思うんですよ。あの当時は私は外環の本線というか、外環全体のことを捉えて質問したいということで、これを書いたんです。それで、私は今申し上げたように、その第146回から149回までと、それから特別委員会を3回と全部議事録を読ませていただきました。それは、一日かけて読ませていただきました、相当な膨大な量ですから簡単に読みきれません。だけど、内容的には、46ページから50ページまでにはこの問題のことは書いてあります。今日発表された内容が正しいかどうかはわかりませんが、書いてありました内容は、それは認識していますので、これは言えると思います。ただ、今、そういうことで外環のこの資料を出させていただいたのは、そういう気持ちで、どうしても外環の必要性の議論で、これをやりたかったのです。それは経過的にP Iでいろいろあって、簡単に言っちゃって何もわかりませんが、しかし、私としては、行政に対して、反省をさせていただいて、こういう都市計画をやっていただきたくはないということを申し上げたつもりであります。けども、この文章を読んでいただくとわかりますように、あの当時の都市計画の方が、傍聴者に意見を述べさすとか、そういうことをやっていますから、今回の決定した外環については、全然傍聴者に意見を言わせてないと、逆行している感じだと私は思っていますし、これに対しては非常に怒りを持っています。ですから、そういうことも含めて、私はこれを書いておりますけれども、そういうことです。

(司会)

小林さん、宜しいですか？はい、それでは、今の資料4 - 5、資料4 - 8について、質疑があれば挙手をお願いいたします。はい、古谷委員。

(古谷)

大変たくさんなんで、まだ目を通したわけではないのですが、パラパラとめくったときにですね、この会の地上部街路という言葉はこの中にあるのでしょうか？つまり、外環の2の話し合いじゃなくて、地上部街路の話し合いとなっているんですけど。そこのところがさっぱりわからないのです。で、しかも今まで、ぱっとひっくり返したところには、地上部街路という言葉は、無さそうなんです。一体どういうことなのかな、と。そうすると私たちは何を議論するのかなと、いうところなんです。

(司会)

今の古谷さんの質問でございますけども、東京都さんの方で回答ができればお願いします。

(土屋)

古谷構成員からお話がありましたように、都計審の議論のなかではですね、地上部街路という言葉はございません。で、今回の話し合いに先立ちまして、設置要綱と一番最初にご説明させていただきましたけども、そのなかで、地上部街路というのは、外環の2ということですよ、ということで、そこには、うたわせていただいております。議事録の中にはそういう意味では、繰り返しになりますけども、地上部街路という表現は使われておりません。

(司会)

はい、何ですか？

(古谷)

設置要綱というのは、この会の設置要綱ということですか？

(土屋)

はい、そのとおりです。

(司会)

他にございますか？

(古谷)

ということは、それは

(司会)

はい、黒木委員。

(古谷)

今、ちょっと追加をしたいのですが。

(司会)

手を挙げていただきたいのですが。はい、古谷委員。黒木さん、ちょっとお待ちください。

(古谷)

ということは、それは、まだ法律用語でもないし、どこかで決定した用語でもないんですね？

(司会)

はい、東京都さん、宜しくお願いします。

(土屋)

そのとおりでございます。都市計画上の名称としては、外郭環状線の2というのが、都市計画上の名称でございます。

(古谷)

言い替えた・・・

(司会)

議事録に残りますので、マイクを使ってルールどおりお願いいたします。

(古谷)

言い替えたところの理由だとかが全然わからないのですが。今では。そういうふうに、いわば定義をしなおしたということでしょうか？

(司会)

はい、東京都さん、宜しくお願いします。

(土屋)

表現についてはですね、地上部街路というふうな言葉でこの会の名前もつけさせていただいておりますけども、どちらかというと、言葉としてはいったときにわかりやすいということで、地上部街路といった表現を使っております。で、先ほど、申し上げましたように、都市計画上、先ほどの議事録のなかではですね、外郭環状線の2というのが、名称として使われております。

(司会)

はい、有難うございます。黒木委員、お願いします。

(黒木)

前回の議事録の29ページに書いてあるんですけども、外環の2は道路ネットワークの一部として、自動車交通の処理、防災性の向上、環境の確保、ライフライ

ンの収容など多様な機能を発揮するとともに、地域の街づくりに寄与することを目的として都市計画決定された道路でございますと書いてあります。この説明は私はどうも何べんも何べんもいろんな会議で聞いてきたのですが、こういう文言というのは、議事録のなかに書かれているのでしょうか？ あったら、是非、開示、見せていただきたいと思います。もし、後付でこういうことを言われても、その嘘になってしまいますので、そのへんは発言の裏づけというものを、証明していただきたいなと思っております。いかがでしょうか？

(司会)

はい、ただいまの黒木委員の質問に対して、回答をお願いいたします。

(土屋)

第146回から149回の都計審のなかではですね、一応そのような説明は確かになかったというように記憶しています。146回のところで説明をさせていただいている文章化した部分の記述だけでございます。

(司会)

他にございますか？ はい、河田委員。

(河田)

前回の会議でも申し上げたんですけども、この話し合いの会では、少し法律的な処分であるとか、その根拠であるとか、というのは非常に大切な事なんです。今日この資料4-5を見せていただいたんですけども、41年の4月22日から41年の6月6日まで大変短い期間で随分この審議会が何回も何回も開かれていますね。これを一言見ただけでも、かなり異常な状態がこの時期あったんじゃないかと思えます。で、先ほど、濱本委員からも提案がありましたが、是非、きちっとした議事録であるとか、そういった記録ですね、この審議の結果に影響がある記録をきちっと検証していかないと、この間の異常なことというのが、何だったのかなって私でもわからないんです。わかるようなことをやはり、きちんと用意していただきたいと思います。これを見ただけでは本当によくわかりません。それから、そう思います。したがって、これの具体的には先ほどの記録の開示もそうですが、そのほか、私どもの審議に必要な事項については、いろんな努力をしてでもですね、揃えていただかないと、これを読んだだけでもですね、わずか2ヶ月の間に6回、7回ですね。7回行われて、決定をみているのだけれども、何が起こったのかな、というのが、この紙だけではよくわかりませんので、そこを宜しく願いいたします。

(司会)

はい、古谷委員。

(古谷)

昭和41年というと、まさに田中内閣のですね、列島改造論の真っ最中なわけですね。列島改造論のイデオロギーのなかで、この計画は作られているわけですね。そして現在はそれから遙かに経ってですね、すでに、地球環境問題が盛んになっている、エネルギーの問題もこれから問題になるってときに、列島改造の思想で出ているわけです。そしてその中から出てきた、諫早干拓、それから北海道の沙流川計画、それから、苫小牧といったところですか、それらは全部計画は、あと長良川もあったか、その後で環境の為に、住民の安全の為に、全部すり替わった、最初の計画とは違った目的が後から付け加わったわけです。そして今回も、地上部街路というのはですね、代替機能というのが初めて飛び出したのです。で、それは、今言いましたように、過去に失敗した、逆に環境を壊し、市民を逆に酷い状況に追いやった、そういう理由で並んでいるわけです。そのあたりの歴史的事情というのは、どの程度お踏まえになっているのかと、いうことを伺いたい。

(司会)

はい、その間の事情というのは、どうでしょうか？

(土屋)

我々が知り得るのは残されている議事録の部分でしかございませんので、そういう意味では、河田構成員からの短期間に集中してやられてたとその背景はというお話でしたけども、その議事録の中からですと、その理由、明確な理由等については、一切読み取ることができません。ただ、その審議会のやり取りが記録されているということでもあります。それから、今、41年の時代背景のお話がありましたけども、このへんについては、我々としても、ちょっと今の担当としては、知り得る状況ではないということで、ご回答させていただきます。

(司会)

はい、有難うございました。はい、濱本委員。

(濱本)

皆さん、最初にちょっとお願いしておきます。これから私の意見と質問を行いますけれども、少々時間がかかりますので、なるべく早口で述べますが、今日は5つのテーマを申し上げますので、お話を聞いていただきたいと思います。司会者、宜しいですか？

(司会)

なるべく簡潔に宜しくをお願いします。

(濱本)

最初に古谷委員から発言がありましたが、田中角栄さん関係の問題ですけれども、これは昭和41年の事ですけども、私どもとしては、私は、田中角栄さんは列島改造論を出しましたけども、外環は反対だったんです、あの人は。それで、私どもの反対運動に対しては、あの当時自民党の幹事長ですけども、その方が保証人というか、当時の自民党幹事長の添書付で、当時の瀬戸山建設大臣に私どもの要望書を出していただいたと、いう経緯があります。それで、そのときは、私ども住民100万人の署名を出しておりますので、それを一緒につけてですね、そういうことをやっておりますので、田中さんの時代は列島改造論のなかにも外環のことは一つも書いてないと思います。ですので、そこのところはちょっと間違っているんじゃないかと思っておりますので、私の運動のなかでそういうことがあったということだけを、申し上げたいと思います。それでは、あらためて外環の地上部街路ということですが、外環の2ということ、私の意見と質問をさせていただきたいと思います。基本的に、結論から先に申し上げます。外環の2につきましても、外環の2は、この議案は今現在、死に体のものである。といわざるを得ない。東京都さんはいろいろ様々な考え方を我々関係住民に押し付けるようないろんなことを言ってます。古谷委員が言われたことも言ってます。これの裏をかえせば、どうしても外環の2をやりたいというのが、本音の気持ちだと思いますけども、私が出した資料の1ページ目をみていただければわかりますように、外環の2というのは、確かに40m幅で決定されました。これは決定された事は間違いありませんけども。この資料を見ますとね、昭和41年都市計画決定の道路構造図というのはですね、これは国と東京都と一緒に作ったものです。これが正式な外環のものです。ですから、本線と幹線街路が一体となって40mなんです。ただ、先ほどの東京都の説明のなかで、採決については、各区市ともに7区市に採決をいれてますけども、最終的に決まったのは、54対50というのが、これが外環の決定した内容なんです。ですから、私どもとしては、この41年の決定した内容からいけば、一番最後の東京都さんが出された平成20年のこの図面は全く違ってます。ということは、この外環の2の内容をみますと、その41年の計画決定の内容も外環の2も幅員は40mまでは当てはまっておりますけれども、そこに高速道路外環と書いてあります。これは高速道路外環ではないんです。これは自動車専用道路、幅員23m、そういうふうの上に書いてあります。それが正しいのですよ。だからこういうふうに東京都は法律内容を変えてまでして、なんとしても外環の2をやりたいと気持ちが出ているわけです。で、これは、私

に言わせれば、「計画のない都市計画である」と思います。ですから、それに反論されるとも思いますけども、いろんなことをやったと言ってますけども、やってること自体についても、一つの例を申し上げるならば、多摩地域における都市計画道路の整備方針ということで、平成18年4月に事業化のこの資料出ています。その前に、概要が出たんですけども、そのことについても私は、P Iで質問しています。その時にも私は憤慨したんですけども、住民は一つも意見を言ってないのに、言っているような形で発言している、それで、決定したと。そういうことでどんどん決めてないことをどんどん決めていっていると、いうのを基本的な考え方ということで、私は、怒りをおぼえています。そこで一つは、申し上げたいのは、これは今言ったように、自動車専用道路が外環本線部分であって、それについて、幹線街路が付属として付いているわけです。それで場所によっては、東八から世田谷までは付属街路と言っているわけです。で、付属街路については今回の計画変更で、廃止されたというのが基本です。これをまず確認していただいて、それが、目標として覚えていっていただきたいと思います。それで、なぜ外環の2になったかということ、前回、土屋委員に質問致しましたが、東京都内の場合は、補助道路とか、環状線だとか、あるいは、放射線とか言ってますね。幹線道路については、で、武蔵野市については、3・11・2だとか、3・2・13だとか、いろいろ番号がある、これが東京都の都市計画の法律です。で、その武蔵野市でいうと、3案の幹線道路、基本的にはそういうことになっていると思うんですけども、で、そのことを、土屋委員は回答しています。それで外環の2ということは、外環の1があると思うんです。それはおそらく埼玉県か千葉県の方で外環の1ということで、作られていると思います。そのなかで、今私が言いたいのは、その外環の2という呼称を使ったのはですね、外環の本線が、先ほどから何回も言っているように、都市計画高速道路外郭環状線というのは正式な名称なんですけども、外環の2というふうに使ったのは、簡単に言うと、区の場合は今は放射線とか環八とか環七だとか言ってますよね。環状道路ということで。そういう名称を使っていると、それから武蔵野市の場合は、3ということそれを合わせて、そういう区と市がまたがる場合は、名称が付けようがないので、外環の2という形にしたんじゃないかな、というのが私の個人的な意見です。また、法律的な議案の内容をみますと、2044番はこれ街路であって、2045番が本線なんです。で、2046番が付属道路ということで、東八から世田谷ということで、この3つの案で外環ができていますね。ですから、今は、私が言いたいことは、そういうことで、そういうことから考えれば都市計画の名前としては、あくまでも呼称であって、私が何回も申し述べているように、外郭環状線というのは、都市高速道路外郭環状線とこれが名称であって、その今言った図面のこの41年度の図面が正しいんだと。

それで、その次に私が申し上げたいのは、東京都さんも非常に失礼なことを言っ

ているんですけども、私ども、平成元年に外環の本線じゃなくて、外環自体の立ち退きは何軒ありますか、ということで、質問したことがありますし、私どもでも、聞いております。それは7市区全体で、東京都の16kmで3000軒あると、国・都は公表しています。私どもの住民の会でも、3000軒というのは認定しています。私どもが作成したものを東京都と国が認定したような形になっております。で、そのなかで、武蔵野の場合は、240軒、けんは軒下の「軒」ですね。この間の去年の10月でしたか、東京都の都議会である議員が質問したときに、外環の2の立ち退きと外環本線の立ち退きについて、何軒ありますかということで、1000軒と答弁しているんですね。1000軒。その1000軒というのは、簡単に言うと、ジャンクションとインターチェンジのところをだいたい1000軒分あるわけです。で、あとの2000軒というのは、外環の2とおそらく東八から世田谷の付属街路が廃止されたものが、約1000ありますから、私どもの外環の2に関係するのは、約1200軒になるかと思えます。それは、練馬から練馬、杉並、三鷹、武蔵野ですね。だいたいそれだけあるのではないかなと。これをですね、東京都の方は言わないんですよ。騙しているんですよ。これ外環の2だからっていうわけじゃなくて、外環の2も私は一体と考えていますから、そういうことであれば、外環計画の全体の立ち退きは何軒になったのですか？ということなら、1000軒ということはありません。だから、外環の2が生きてる死んでるに関わらず、2000軒はあるはずなんですよね。2000軒あったけど、1000軒は、最終的には1200軒くらいだと思いますけども、そういうふうに残っているはずなんです。それもごまかしていると。これは非常に失礼なことだと思います。ですから、そういうことについてもきちっとね、皆さん方も理解していただいて、そういうことを基本として、これから外環の2について、議論をしていただきたいと思えますし、それから、私は「外環の2」は自動車専用道路（高速）と一体だと何回も申し上げていますが私ども、先ほど、言ったように、第19回のPIでも資料で出してありますけども、先ほど、どなたか述べておりましたけれども、外環の地上部分についての議論の仕方ですね、これは、外環の中間のまとめにも出ていますけども、あの当時の成田部長がPIの委員の時に発言されて、外環の地上部分は議論しなかったんです。これは私は反対しましたがね。全体のPI協議会として、外環の地上部分は基本的に本線の地下化について、議論しましょう、と、それについて先に議論しましょう、とそれで、その議論が終わった後に、外環の地上街路の話しましょう、ということになったわけですよ。それでその議論するのは、計画変更決定する前、簡単にいうとそういうことになると思うんですけども、こういう文章です。外環に係る計画について、今後、今議論している高架式（嵩上式）の高速道路ですね、高速道路ということは専用道路ということです、の必要性の有無と地上部街路の議論は切り離して、やりたいということで、その高速道路部分の議論がある程度、集約された段階で、地上部分の議論をしたいと、ですから、私

はこの文章からいくと、都市計画が変更になる前にこの地上部分の議論が出るものだったわけですね。そうじゃないとおかしいんですね。それが何らかの形で、何回も言うように東京都さんはアセスの問題だとか、都市計画の変更についてもそうなんですけども、住民の意見を聴かずにここまで来た。で、今回のことについても、私は非常に不服なんですけども、簡単にいうとなぜこのような話し合いを今やらなければならないのか、という疑問があるんです。ですから、はっきり言うと、この外環の2は先ほど言ったように、計画は間違っているんですから、当然その場で廃止すべきだと私は思っております。ですが、そういうことを考えて、もう一度皆さんと真剣に考えていきたいなということで、あります。それから外環の2がですね、計画のない都市計画であると、私はおそらく東京都は反論されると思います。計画のない都市計画だと私が言いましたからね。それに対してもう少し申し上げたいのですが、先ほど言ったように、こういうことも勝手にやられたら、「多摩地域における都市計画道路の整備方針」については武蔵野市は全然知らなかったですよ。概要が発表されたのも、私が初めて質問して、初めて市民もわかったような形でそれが、堂々とまかり通るごとく姑息なやり方で、外環の2を早くやれといったように、徹底しているんですね。で、そういうことが2度も3度もいろんなことで出てくるわけです。そういうことを考えますと、やはり、もう少し丁寧に国や東京都は外環について説明をしなければならないと思う。そこで、私が国に改めて質問をしたいのは、外環の本線だけで皆さんにっておりますけれども、今私が言ってる都市高速道路が外郭環状線ですね、正式名称、外環です。これですね、これは、41年の計画決定したときは、このような図面が出ています。それで、たたき台の時にも同じように出ています。その時にその内容のなかで、ちょっと図面をみていただければわかりますように、構造について、たたき台の時は、現計画の自動車専用道路と幹線道路の広域機能を集約してと書いてあるんですよ。で、全線地下高速自動車専用道路としますと、これがたたき台の内容なんです。これに基づいて私どもは議論していたのですが、確かにここまでは外環の2は、外環計画全体と同じ意味なんですよ、外環の2と。そういう認識なんです、東京都も国も。それが突然、外環の2とか地上部分とか言い出すのは、その外環の本線の話し合いがある程度、集約されたときに、ある時期に、失礼ですけども、私は、区市長会議ではなかった様ですけども、別の会議で武蔵野市長がこの東京都が出しているこの内容、3つの案が出てますよね。これは先ほど、法律的に決められたものではなく、東京都の姑息な手段によるものなんですけども。代替機能をいれてと、この3つの案が出ていますよね。これは最初、武蔵野市長が4つの案で話しているんですよ。東京都に対して。もしやるならば、グリーンベルトも含めて、こうすべきではないだろうか、という話が出てきて初めてこれが文書化して東京都は、自分で作ったような形になってきたんだと、そういう解釈を私はしています。それまではこういう外環の

問題、地上部分については、そんな何もなかったんですよ。たたき台の議論が何にも住民の方も言ってるように取り上げられない議論でいうように、これはあくまでも4つの案があって、地上部分はそのままでというのが、外環の本線を作ったときに、そういうことになるよと、いうことで、皆さん方は認識されていたんだなあと思います。ところが、外環が大深度になった途端にこういう話になってきたこれは非常に間違ってる、こういう議論をね、今我々がしなければならないのかというのは、ちょっとおかしいと思うんですよ。だから、そういうことで言えば、今言ったように外環の2はいらないと、当然だと私は思っております。そういうことで、それらのことについて、どういうふう考えられているのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、最後にもうひとつ申し上げたいのは、今度の都市計画変更で決定したのは、本線というか、自動車専用道路が大深度になりました。それは皆さんご承知のとおりです。それで事業決定もしました。ですが、それはご存知のように、41年の自動車専用道路が23m幅だったと思います。それが今度計画決定したのは40m幅です。ですから、簡単にいうと幅員40mが全部地下に入ったわけですから、都が外環の2幅員40mと主張されているのだから、外環の2の部分、全部（地上部分）がなくなったんですよ。これはその当時（計画変更決定時）当然、廃止すべき議論なんです。それをしないで、都市計画決定して、あまりにも東京都はそのまま使いたいというような感じがですね、もしどうしても使いたいのならば、そんな代替機能とか言うんじゃないで、あらためて、新しい提案をすればいいわけです。代替じゃなくて、外環の場所じゃなくて。そして、今言ったように3つの案じゃなくて、すなわち、都が発表している3つの案は何も法律上束縛されているものではないということです。武蔵野市の都議会議員の松下さんが都議会で質問をしておりますけれども、法律上何もないと、いうことを言ってきましたし、私もそれは当然だと思います。この3つの案は東京都のやりたいという、意向だけであって住民に押し付けることは絶対できない問題だと私は思っております。だからそういうことを考えて、何も無い白紙から外環の地上部を考えることも本当はないんですよ。外環の2というか残された地上部は「計画のない都市計画」になっていることです。だから、外環の地上部の話し合いなんてもうやっても意味がないと、そういうことで、それから、外環の2で安全、環境だとか交通だとか4つの視点をいっていますが、これをやらなければならないと言い方をされますので、私はそうじゃなくて、外環の2だけじゃなくて、全体の道路、どんな道路でも安全や交通の問題だとかいろいろとそういう4つのテーマは、必ずありますよ。だから外環の2だけでそういうことを言われるならば、その前にこの地元にある井の頭通りだとか、五日市街道をもっと安全になるような道路を作り直して欲しいと私は思います。

それから、もう一つ申し上げておきたいのは、P Iでも何回も申し上げましたけ

ども、私どもの武蔵野市は、東急大通り前を立野町まで拡幅しました、東京都の依頼でね。これも東京都道です。だけど、立野町からむこうの練馬区の方は何もできていません。都市計画がありますけども、これは放射何号とか言うんでしょうけど。そこまでは申し上げません。だけど、私はP I会議で何度も練馬問題ということで、提案していましたが、今だに回答が出ていないし、どこまで進捗したのかわかりません。ですから、そういうことを含めて、それをまた同じように地上部分ということで、これをやられるというのは非常に憤慨してますので、そういうことから言っても私は、この外環の2については要らないと、地上部も要らないと、いうことを申し上げたいと思います。

で、最後にもう一度最後になりますけども、国の方に申し上げたい。今、本線というか、大深度地下の問題ですけども、幅員40mで決まりました。それで、その幅員40mで計画決定した中に、一つは立体構造の地域というのがありますよね。この部分は、簡単にいうと現在の建築基準法に基づいた建物が建てられるわけです。地下1階、地上3階ですよ、簡易な構造でなくて、きちっとした堅固な建物、コンクリート造もできるわけです。それが外環の2があるために、できないんです。それで、外環の2の地下方式ができたときに石原さんは、知事は、「リニューアルで立派な建物は建てられますよ」というような事を記者会見で言っているんですよ。で、それは外環の2は無くなったということを行っているわけです。で、今回新しい大深度地下になった場合は、外環の2であった場所の地上部について「どうぞ家を建ててくださいよ」と、いっているのですけれども、外環の2は、優先の法律になりますから、それを廃止にしない限り、できないわけです。それでそういうことについて、国もしっかりとですね、あなた方、外環本線と一体で40mということで、外環の名前を作ったわけですから、ただ、私は外環の2は呼称だと思っておりますので、東京都が街路が別だと言われましてもね、それは納得できない。偽装したような拡大解釈、なんというか、姑息なそういう計画で皆さん方は我々に、出してきた資料だと思いますので、是非そういうことを含めて、まず考えて直していただきたい。

それからもう一つ、現状の問題を申し上げますと、現状の外環の事業について、いろいろ新聞等が出てくると思います。それで、皆さんがどうだとか、あるいはB/Cが2.9から1.3になったとか、このことについては、「東京新聞」に出ていると思いますけども。本当に1.3が正しいのかもわかりませんが、そういうことで、だいぶB/Cも下がってきていると思いますし、それから、本当に私どもに地域P Iをやった時の検討課題についての検討の方針、これについて、きちんと責任をもってやれるのかどうか。きちんと最後までやってくれるのかどうか、それが大事だと思います。ちょっと東京都と国がなんかおかしい感じがします。ですから、事業を早くやるというのは、私は反対の立場ですけども、そういう形で今、行政、政権も変わっているいろいろごたごたしておりますけども、国の担当者のあなた方に

は現状の内容はわかっていないんだなあと思いますけども、そのところを明確にしないと、外環の本線と外環の2は一緒なんですから。そのところを明確にさせていただきたい。これがおそらく住民の方々の外環本線についての疑問だと思うし、やっぱり明確にしてほしいというのが気持ちだと思いますので、これはしっかりと質問しておきます。まだ、たくさん申しあげたいのですが、あまり長くお話を続けると、次の方が質問できないと思いますので、とりあえずここまでにして、私は外環の2についてはいらないと、明確に言うておきます。

(司会)

有難うございました。はい、糸井委員、関連でお願いします。

(糸井)

今の濱本委員の意見、ごもっともだと思うし、当然のことながら、40年からの計画のなかで、武蔵野市に建設大臣、国交大臣、あるいは都知事が視察に来ましたね。で、そのときに現地で言明した言葉が、翌日の新聞に出てる。全ての大臣、知事が言った言葉の意味は、こんな地上に家が密集しているところに、道路は無理ですねと、最初の凍結もそういう意味合いで、大臣が言ったと思いますし、地域の住民はそのように捉えているから、その2なんて全く意識していなかったと思います。そのことも含めて、その辺のところを明確にさせていただきたいと。今までの、あるいは前々回の国とのP Iについてもそうですが、皆さん方の説明責任というのは、もう一つはっきりしていない、そらしたような意見が多いと思うんですね。だからもうちょっと明確にわかりやすく説明して欲しいと思います。以上。

(司会)

有難うございました。他にございますか？なければ、簡単に回答が出るとは思っておりませんが、

(濱本)

次回でいいですよ。

(司会)

はい

(土屋)

では、今ちょっとメモした範囲内で、お答えさせていただきます。計画が無い都

市計画と言われまして、我々はそうは思っておりませんので、そこだけは。先ほど都市計画審議の経過を説明いたしましたけども、都市計画の案件といたしましては、7つの案件をまとめた形で一応、審議等をされて、原案どおり決定をしている、という経緯から言って、計画の無い都市計画ではない、都市計画としては厳然として、生きているというふうに考えております。それで、まずは、図面のところで、高速道路と自動車専用道路という表現があるというようなお話がございましたが、都市計画上の名称としては先ほど、濱本構成員の方から言われたように、外環本線については都市高速道路外郭環状線、それから、地上部街路と言っている外環の2については、幹線街路外郭環状線の2という名称になっております。で、一般的には、自動車専用道路のなかにはこの都市高速道路も含めるといいますか、自動車専用道路というのは、自動車だけが通行に供する道路ということで、そのなかには都市高速道路というのも、その一つとして機能するということになるかと思っております。で、もう一つは計画のたたき台で自動車専用道路と幹線道路の広域機能を集約して地下構造にする、という表現をしておりますけども、ここでは、絵のなかで幹線街路というのが、地上に表示されております。そういう意味では別なものだということで、表現をしたものだろうと考えております。それから、付属街路の部分につきましては、先ほど、お話のあったとおり、外環の本線の計画は全体で16キロ、練馬区の大泉から南は東名高速、世田谷区までの16キロの間でありますけども、そのうち、今回の議論のテーマであります、外環の2というのは、北側の部分、大泉から東八道路、三鷹市になりますけども、この間の計画であります。この東八道路から南の部分につきましては、付属街路という、別な、先ほど案件のなかでもお話しがありましたけども、別な施設として、都市計画を決定しております。で、この目的は前回ちょっとお話をさせていただいたかと記憶しておりますけども、高架の高速道路ができることによって、現状の行き来と現道がそこで遮断されてしまう、行き来等ができなくなってしまうと、あるいは高速道路ですので、自専道となりますから、車だけの利用ということで、沿道利用ができないということで、その沿道の出入りを確保するために、付属街路を計画しておりますけれども、地下構造にしたことによって、この付属街路としての機能はなくなるということで、19年の都市計画の変更の際に同時に廃止をしているということでございます。それから議会での移転の棟数の関係がございましたけども、冒頭の3000棟というのは、多分ちょっと正確、私の理解というのか、多分、昭和41年の計画の際の建物の数だと思います。昨年ですか、議会等で1000棟ということをお話をしているということですけども、この1000棟という内容ですけども、新しく外環本線が地下にいたしました。ただ、本線を地下にしたんですけども、既設の高速道路どうしとの結節がどうしても生じます。そこでは、移転等をしていかなければならない。その部分の棟数が現在言われているのが、1000棟というふうに説明をしております。で、その差引が外

環の2になるかということは、明確にこの案でいくというふうな方針は打ち出しておりません。現時点でも、3つの考え方ということで、そういう意味から外環の2として、その移転棟数等を把握する段階ではないということで数字については、調査等はしておらないというところでございます。あとは、平成17年の1月に先ほど、東京都の方で、3つの考え方について、パンフレット等を作っておりますけれども、その際に代替機能を確保して、その都市計画を廃止をするというような表現をしておりますけれども、その経過というのは、わかりませんが、いずれにしても、現在の都市計画をそのまま活用しながら、整備をはかっていくという案、それから、道路としての機能に特化するということで、幅員を縮小するという事、それから、道路が本来もっているような機能について、代替できるということであれば、都市計画としての廃止という考え方を示しております。今日の段階でお答えするのは、以上でございますけれども。あと、立体都市計画との関係がございましたけれども、今回、本線については、立体都市計画の制度を入れて、特に大深度で計画している部分については、立体都市計画として、定めております。ただし、外環の2の計画がある部分については、そのままの都市計画として残っていると考えておりますので、そういう意味では、都市計画に基づく規制等が生じているというのが、現状でございます。知事と大臣の発言の部分がございましたけれども、このへんにつきましては、知事なり、大臣なりが、外環についての思い等をお話をされたのかな、ということでございます。私の方からは以上でございます。

(司会)

はい、有難うございました。はい、濱本委員。

(濱本)

一つ、二つ質問します。構造図のことで、まだ国の方から答え聞いてませんけれども、この幅員40mというのはですね、外環の2であろうとなんでであろうと、41年に決定したのはですね、外環(都市計画高速道路外郭環状線)としては、幅員40mが外環道なんです。それに対して、立ち退き軒数は3000軒となったんです。今の土屋委員が言われる外環の2ではないんです。外環道として、都市高速道路外郭環状線のことで略して外環道といいますけれども、外環道幅員40mとして、を含めて16キロ、立ち退き軒数は3000軒あったわけですよ。それで今ので一つ間違っているなと思ったのは、1000軒は確かにジャンクション、インターチェンジの部分、そういうことで、練馬から世田谷までが決めました。おそらく1000軒でしょう。それから、もう一つ、あとの2000軒なんですけれども、そのあと、2000軒のうちの1000軒は今いったジャンクションだとか、開削部分で、もう一つは東八から世田谷までの付属街路でだいたい800から1000軒だと思うん

ですよ。外環の2としては、外環の2という言い方が悪いんですけども、もっと簡単に言えば、練馬から三鷹までの部分は約 1000 から 1200 軒あるんじゃないかなと、そのなかで、武蔵野は 240 軒ですよと、これは外環の2じゃなくて、外環本線としての立ち退きなんです。だから外環の2なんて私どもは全然考えていませんよ。外環の2での立ち退きなんて。そういうことだから、そのところの理解をしっかりともらわないと、東京都は間違った答弁になるんだと思うんですよ。だから、3000 軒という、その答弁はしてませんしね、外環の本線、16 キロ、3000 軒と誰も言ってません。言ってないんだけど、これは東京都さんは何回も担当者が変わっているので、前の方が決めたことで全然知らないって言われれば、それっきりなんだけど、だから私は不思議に感じるんだけどね。だけど、国も 40 m 幅ってことで言っているんですから、この外環の2なんていうのは、呼称であってね、確かにその街路についてはそうかもしれませんけども、考え方としてはね。それはわからないことではないんだけど、それは、今言った軒数から言えば、本線と街路が一体として認定しないということは、外環の2は 40 m なんです。はっきり言って。外環の部分は 40 m なんです。外環の2だけじゃない、地上部だけでもない、地上部なんていうのはあとから出てきた話であって、それは先ほどから言っているように、P I 協議会で成田委員（東京都）から答弁があり、私どもから質問して外環の自動車専用道路部分を地下方式で議論するか、しないかということと、そのあと、ここから地上という名前が出てきたものであって、それは平成の15年くらいの頃の話であってね、ずっとこの外環のたたき台もそうだけど、みんなその40 m 幅できているわけですよ。外環の2なんて一つも書いてない。書いてないでしょ？外環の2なんて。この1番上のは国が出した図面ですよ。2番目の構造も国が「たたき台」として、国と東京都が出した図面なんです。そしてこの1番下は、今言ったように東京都が作成されたものです。で、今説明があった、昭和41年に決定した構造図は、幅員23 mが自動車専用道路であるが、平成20年3月、東京都が作成したものは、幅員23 mは「高速道路（外環）」と書いてある。これは外環の本線のことなんだけども、この部分しか外環部分ないとのいい方なんです。そうじゃないんですよ。そこを間違っただけじゃない、40 m 幅の計画線が外郭環状道路の計画線でしょう？と、申し上げたい。すると外環の2なんて名前はあったとしても、違うんですよ意味が。もしそれが、街路なり、幹線道路だというのなら、それはそれでいいですけども、幅員40 mの内容は23 mの自動車専用部分と街路の部分が一体として決められたもので、先ほど言ったように区と市の問題があって、それで外環の2という名前を使ったんだろうと、私は思いますよ。だったら、外環の最初の部分だけ、3の何号、計画でやればいいんですよ。それができなかったということは、まとめてやったから、区と市が一緒にやったから外環の2という名前を使ったんだろうと思いますよ。以上です。

(司会)

ちょっと、お待ちください。はい、東京都さん、お願いします。

(土屋)

3000 軒というところは、ちょっと確認をしてみないとわからないですけども、少なくとも、都市計画の内容としてはですね、高速道路としての外郭環状線の計画は23mであります。それで、外環の2の計画は40mということになっておりますので、外環本線が40mという認識ではないということでございます。で、棟数等については、いずれ古い資料というかお話ですので、それはどういう内容でそういう数字が出てきたのかは、そこは確認をさせていただきたいと思います。

(司会)

はい、濱本さん。

(濱本)

外環本線と国の方の言い方をすれば、確かに本線というか、自動車専用道路は確かに外環の本線かもしれませんが、我々は、専用道路だけが外環じゃないんですよ。幅員40mが外環なんです。街路をいれて。それで、国も東京都もその当時は平成元年の頃は、3000軒と認定しているわけですよ。だから記録にのっていると思います。武蔵野市もわかっていると思います。だから武蔵野市と東京都と国にお聞きしたいのですが、そこを間違った言い方されてしまうと、これは。だから幅員40m、外環の2という呼称で、確かに使われているかもしれないけど、これは私が言うように呼称であって、付属の名前であって、都市高速道路外郭環状線というのが、基本的な外環なんです。だから、東京都が今言ったように、幅員23mだけがね、外環というのは私はおかしいと思う。言い方としては、そうじゃないですか？皆さん。

(司会)

はい、小林委員。

(小林)

この問題、非常に大事な問題だと思いますし、私だけかもしれないのですが、わかりにくい部分もありますので、是非、論点を整理してください、司会者。どういったことを整理しなければならないのかということ、様々な観点あると思いますけども、おそらく5つか6つくらいあるんだろうと思います。それについて司会者の方で整理されてそれに基づいて、次回徹底的に議論するとかそういうこ

とが、必要なのではないかと。私もこの1年6ヶ月くらいの間で、この外環の2の都市計画が決定してしまったと。7回開くなかで。そのへんの状況がどうだったのかということ、どうしても知りたい話だと思っていますし、そういったことも含めて、論点を整理して、場合によっては濱本委員と司会者の方で少し整理されて、我々にも理解できるような、たたき台の下での議論をお願いしたいなと、時間もだいぶ過ぎてますので、お願いしたいと思います。

(司会)

はい、濱本委員と今の東京都側の回答のなかでは、その考え方、見方も違うわけですね。言ってる話はね。ですから、平行線の話ではありますが、時間もないので、議事録ができて、もう一度よく濱本委員の発言も整理したいと思いますし、東京都さんの意見も整理しないといけないのですが、基本的に濱本さんの方は40mそのものが外環であると、高速道とか外環の2という考え方が、濱本委員の方ではないということで、宜しいですか？基本的には。で、外環の2という呼称については呼称だということで、みているというご意見だと思います。で、東京都さんの方は二層の都市計画、今までおっしゃってる形からは、濱本委員とは違うという形での説明でございます。ただ、その説明のなかで濱本委員がその人数の取り方だとか、該当者の人数の取り方だとか、そういうものからみても、一つでないのかという考え方、東京都さんについてもこういう考え方で人数を把握するというような意味できてますので、これは時間も今日はないのですが、今日の議論をもう一度、議事録でよく読んでいただいたうえで私の方も調整をしながら、次回にきちとした議論をやらねばいけないのだろうと思っております。そういうことで、今日は時間もないので、とりあえずそういうことで小林委員、宜しいでしょうか？

(小林)

おそらく論点はあると思うんですよ、あるというのは、一つは、はっきりしているのは、外環と外環の2は一体であり、もともと都市計画のそのものは、きちりしているのかどうかというような論点の一つはあると思いますし、それから、二つ目は例えば、私がわかりにくいのは、昭和41年当時、何ゆえにこの1年、失礼、この1ヶ月半の間にバタバタと決ってしまったのかと、そのときに市民だとか、武蔵野市はどういった対応をしてきたのかと、そういう話がわかるようにしていただければいいし、それから、今すぐに思い浮かばないのですが、私は少し頭が整理できていないので、そのぐらいにしておきますけども、そういったのを少し議事録を起こせばわかると思いますが、少しそういったいくつかの論点をはっきりさせてそれについて、東京都の見解と我々の見解、それを議論の場で行うという形にしないとわかりにくいのではないかと、そのへんは司会者がきち

りと論点を整理し、皆さんの意見を聞いたなかで、やるべき、そのために司会者が二人いるのではないですか？

(司会)

そのとおりだと思いますけども、今日この資料ができて、我々もやっておりますので、司会者が論点を整理してくれというのであれば、整理はしますけども、今すぐでは無理ですので、宜しくお願いします。時間も過ぎていきますけども。はい、西村さん。

(西村)

濱本さんのご発言に関連しているのですが、なぜ私が外環ジャーナルの4号を資料請求したかということ、密接に関係しておりますので、ちょっとお出しただけですでしょうか。私は濱本さんのように蓄積はありませんので、国が出された資料を一生懸命読み込んでいたんです。そのなかで、外環ジャーナルの4号、真ん中の構造のところには先ほど、濱本さんもちょっとおっしゃったんですけど、現計画の自動車専用道路と幹線道路の広域機能を集約して、全線地下構造の自動車専用道路とします、というのがあります。これは国が書かれていることです。それから、下から2行目、五、環境についての後半のところ、現計画の高架構造を地下構造に変更することで、当初懸念された騒音、振動、排出ガス、これはいいんですけども、地域分断等の諸課題は大部分が解決できると考えられますと、このあたりは私たちは、この外環ジャーナルができたときにしっかり読んでいたわけです。あと、そのもう一つ上の、四、地上部の利用について、というところは、それぞれの地域の実状や地域の意向等にあわせて検討するためにメニューを示すと同時にそのそれぞれの地域がやっていくんだということが書かれています。このことは、私は例えば、武蔵野市が廃止してもいいんだというふうに読み取っていたわけなんです。で、こういった国が出された資料というのは、ある意味でいえばわかりやすいし、是非皆様も先ほどの濱本さんのご発言と重ねながら、お考えいただきたいと思います。で、こういったことでジャーナルの7号と12号も次回是非提出していただきたいと思います。

(司会)

はい、資料提出、宜しいですか？今言われた。はい、濱本さん。

(濱本)

小林さんが疑問に思われてる内容、武蔵野市がどういう態度だったかというのは、これは申し訳ないのですが、私の資料の4ページ目あたりからずっと私が調べてきたことについて昭和41年時代の詳細は、あれ以上は書かれていないと思いま

す。武蔵野市だけで抜粋で書いたつもりでありますので、議事録から当時のね。ただ、誰が述べられたか、お話したのかもわかってますけども、ちょっとこれは省略させていただいております。ただ、東京都とか国が説明した人の名前はわかってますけども、私もなるべく書かないようにしてはいますが、それは今なら公表してもいいと思いますけども、それはあとで必要ならば私が説明しますが、武蔵野市の考え方とか、杉並の考え方とかきちっと出ていますので、それで特に武蔵野の場合は、市の助役さんか、市議会の方代表が発言されており、また商店街の人々やそれから立教女学院の事務局長か立教女学院の学院長さん方が、反対の意見を申し上げていると、記録されていると思いますので、読んでいただければわかると思います。

(司会)

はい、時間がきまして、大変申し訳ありませんが、古谷さんから提出された資料についてもご説明いただきたいと思ったのですが、時間がございませんので、今日のところは、ここで、話し合いの会を閉じたいと思います。事務局の方から。あ、すみません。国の方から篠田課長、宜しくお願いします。

(篠田)

濱本委員から質問がありましたけども、土屋副参事が言われたことの鸚鵡返しになるところが多いのですが、認識としては、まず3つあると思っています。都市計画決定した東京都の認識として、一般街路というのは、別のものであると、位置づけとして別路線として、ただ、機能として、外環という自専道部分を収納する空間としても、一体としてですね、計画されたものだとしてあるかもしれないけど、別のものであるという認識をしていると、一方で、地元住民の方としてみればもともと一緒にきたんだから、同じなんだと40mの幅で外環がきたんだという認識をお持ちであるというふうに、お考えであると、これは我々としても承知しているところです。3点目なんですけども、そういったなかで、地下に入っていくという話があって、で、その前からその時点でですね、ちょっと状況が変わったのですが、認識のずれが発生していると、で、そういったなかで我々国土交通省としましては、東京都さんの進め方のなかで、いろいろ考え方、進め方を示していると、それに対して、我々は、対応の方針というもので、引き続き我々のできる範囲内で協力、我々が知っていることであるかとかですね、提供できるノウハウといったものを提供していくためにこういった場に協力していくと、いうことを約束させていただいているわけでありまして、まずこういう状況にあるというのが、我々の私の3つの認識でありまして、今後、1番聞かれようとされていたのが、国がこれからこういった関与をしていくのかということだと思っておりますけども、約束した対応の方針にですね、いろいろ事業形式の見直しみたいな話

もありますけども、これが主旨として損なわれないように最大限努力してまいりたいと、それがどういった形です、我々が取り組んでいくのかは、正直なところ、今の議論の状況ではまだ見えませんので、何をします、というのはここでは言うことはできないので、ただし、我々としては、対応の方針を東京都さんと一緒に取りまとめまして、書いているわけですから、その辺の主旨が達成できるように努力してまいりたいです。そういうふうと考えておるところです。で、それ以外のところにつきましては、我々が最初にご発言いただきましたけども、高い政治レベルのところ、右へ左へとその議論しているところですので、我々としても正直、よくわからないところもあるんです。今、この事業をどのようにやっていくかについて、ただ、我々としては、本線の方の話になりますけども、今決まっていることを最大限です、地元住民の方と約束した対応の方針みたいなものを踏まえながら、頑張ったいと思っていますところでございます。私からは以上です。

(司会)

はい、有難うございました。それでは事務局の方からまとめはちょっと難しいと思いますけども、まとまってないところなので、ただ、こうしていきたいという話があれば、お願いします。

(事務局)

まず、前半でお話があった議事要旨につきましては、今日の議論を踏まえまして、再度作成して、また皆さんに確認をしていただきたいということでございます。それから、都計審の議事録を例えば会として申請できないかとか、市の要請でどうなのか、ということについては、持ち帰って確認して、お答えしていくことになっているかと思えます。それと、外環の2についていろいろ質問がございまして、回答しきれない部分については、次回整理して回答するというところでございます。最後は、外環ジャーナルのナンバー7番と12番のご要望ということで、これは、これについても確認して、出せるように、外環ジャーナル7番と12番で宜しいんですね？はい、対応するようにしてまいります。事務局としては以上になります。

(西村)

話し合いの会についてひとこと。

(司会)

はい、ちょっと時間がないので、簡単をお願いします。

(西村)

私たちの構成委員10人でやってるということについて、非常に責任を感じております。それで、傍聴者の皆さんの感想というかそんなものをお聞かせいただけたらと思うのですが、遅ればせながら、傍聴者にアンケートということをご検討いただけませんか？これ要望です。

(司会)

どうですか？それはまたあとで、検討させていただきたいと思います。本日は説明がまだまだ十分でないって部分もございますし、お互いの論点、論点は一つしかないんですけども、正直言いまして。一つしかない論点なのですが、次回またまだご意見があれば引き続きやっていきたいと思っております。大変申し訳ありません、私の不手際で今日は時間が5分オーバーしてしまいましたけど、これで第4回武蔵野市における話し合いの会を終了させていただきたいと思います。今日は傍聴の皆様、委員の皆様、忙しいところ有難うございました。また次回宜しく申し上げます。

(小林)

資料5は次回以降ということによろしいんですね。

(司会)

予定はしているんですけども、とても半分までもいってませんので、順次やらせていただきたいと思います。お気をつけてお帰りください。